

# 奥州市立佐倉河小学校いじめ防止基本方針

奥州市いじめ防止基本方針 平成30年1月改訂（26年10月策定）

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条に基づき、奥州市いじめ防止基本方針（平成26年10月策定、平成30年1月改定）を参酌し、佐倉河小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等のための基本的な取組を定めるものである。

## 1 いじめ防止に向けての基本的考え方

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめの態様（例）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を言われる。
- ・仲間はずれや、集団による無視をされる。
- ・恥ずかしいことや危険なことを無理にさせられる。
- ・叩く、蹴るなどの暴力を受ける。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、壊されたりする。
- ・SNS等を通じて誹謗中傷を受けたり、仲間外れにされたりする。
- ・写真や動画を無断で送信・拡散される。

### (3) 基本的姿勢

本校は、奥州市基本方針の理念に基づき、次の認識のもとで取り組む。

- ・いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものであり、「しない・させない・見逃さない」姿勢で取り組む。
- ・いじめは、児童の夢や希望を失わせ、長期にわたり深刻な影響を与える可能性がある。
- ・学校だけの問題とせず、家庭・地域・関係機関が連携し、社会全体でいじめを許さない雰囲気をつくる。
- ・児童自身も、安心して生活できる環境づくりの担い手であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

## 2 いじめの未然防止・早期発見・早期対応、いじめ解消の把握等に関する取り組み【別表②】

### いじめ解消の定義

いじめが「解消している」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。

#### (1) いじめに係る行為が止んでいること。（いじめが解消したかの確認）

少なくとも、3か月をめやすとする。（被害児童、保護者からの聞き取りで解消確認をする。）

#### (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか、面談等により、確認する。

## 3 いじめ防止等の対策のための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うために、いじめ防止等のための「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長 副校長 教務主任 生徒指導主事 特別支援教育コーディネーター 養護教諭

※必要に応じて、該当児童の学級担任及び学年主任も出席する。

◎重大ないじめ事案が発生した場合には、外部からPTA役員、学校運営協議会委員を交える。

## (2) 具体的な取り組み内容

ア いじめ防止基本方針の策定、見直し、評価等

イ いじめに係る研修会の計画立案

ウ いじめに係る情報交換や未然防止・早期発見・早期対応のための取り組み等

エ いじめアンケート及び教育相談の実施と結果報告

オ いじめが発生した場合の情報の迅速な共有、関係児童への事実確認のための聴取、解決に向けての指導や保護者との連携に係る確認

カ いじめの解消の定義に基づき、具体的に解消を把握し、事後の指導の生かし方について検証

## (3) 開催について

原則、年3回の定期開催に加え、いじめ事案が発生した場合（いじめが繰り返される場合や集団で特定の児童にいじめを行われる場合等）に開催する。

## 4 いじめの防止に関する児童の主体的な取組の指導

(1) 各学級で、道徳、特活の時間等を活用し、「いじめに関する授業」を行い、「どの児童にも起こりうる」という前提のもと、児童がいじめについて考え、話し合う場を設定する。

(2) 児童会などで取り上げ、児童会のリーダーによる宣言で「いじめはしない」認識をもたせる。

## 5 家庭・地域との連携

(1) 本校「いじめ防止基本方針」をPTA総会等における説明や学校便り等に掲載するなど周知に努める。

(2) いじめ防止等の取り組みについて、学年・学級通信を通じて、保護者に周知し、協力を呼びかける。

## 6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者、また、いじめを行った児童の保護者に対する支援を行う。また、事実により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

(2) 教育委員会との連携

重大事態が発生した場合には、速やかに奥州市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(3) 関係機関等との連携

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生ずる恐れがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(4) 重大事態の調査

奥州市教育委員会の指導・支援のもと、以下の通り調査等を実施する。

ア 事実関係を明確にするために、調査については、本校「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

イ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ウ 調査結果を奥州市教育委員会に報告する。

エ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適切な方法により情報提供する。

オ いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、学校便りや保護者説明会等により適時・適切に保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

カ 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。